

判決年月日	平成24年9月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成23年（行ケ）10301号		

○創傷部治療装置の発明において、引用発明1には、多孔性パッドの外側表面部の孔群について、同発明とは目的及び機序が異なる引用発明2の孔径を適用する動機付けを認めることはできないから、本件補正発明は、当業者が引用発明1及び2に基づいて容易に想到し得たものということとはできないとして、これと異なる審決の判断に誤りがあるとした事例

（関連条文）特許法29条2項

本件は、原告が、発明の名称を「創傷部治療装置」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判の請求について、特許庁が同請求は成り立たないとした本件審決の取消しを求める事案である。

本件は、次のとおり判示し、本件補正発明は、当業者が引用発明1及び2に基づいて容易に想到し得たものということとはできず、本件補正発明が独立特許要件に違反するとした本件審決の判断は誤りであるとして、本件審決を取り消した。

「引用発明1は、前記のとおり、創傷部周囲の皮膚に応力を加えることなく創傷部を塞ぐ創傷部癒合装置に係る発明であり、本件補正発明と同一の技術分野に属するものであって、創傷部に向かって上皮及び皮下組織の移動を促進するに十分な領域にわたって連続して負荷を加えることにより、創傷部の膿を排出させるという従来技術を前提として、創傷部の空気を吸引することにより創傷部が負圧となり、創傷部から流れ出る液のキャニスターへの排出が促進されることなどを目的とするものである。

これに対し、引用発明2は、外傷を負った哺乳類の皮膚の治療に用いる多層創傷ドレッシングについて、創傷部に殺菌性の環境を与え、創傷表面を湿潤状態に保つ一方で、創傷滲出物を速やかに吸収するほか、創傷の治癒を極力邪魔しないようにし、かつ、引き剥がすのが容易で、その際、皮膚に傷を残すことがないようにすることを目的とするものであり、そのために、体内の創傷治癒因子あるいは創傷接触層に含まれる高分子成分の通過を防止しながら、創傷からの液体滲出物を中間吸収層に迅速に除去し、また、組織細胞が中に入り込むのを防止するものである。

引用発明2は、上記目的、すなわち、体内の創傷治癒因子あるいは創傷接触層に含まれる高分子成分の通過を防止しながら、創傷からの液体滲出物を中間吸収層に迅速に除去し、また、組織細胞が中に入り込むのを防止するために、孔径の大きさを設定したものであって、本件補正発明や引用発明1のように、創傷部から体液を積極的に真空吸引して真空キャニスターに収集するとともに、創傷部に負圧による修復作用をもたらすため、創傷部に連続的な負圧を加えることを前提として孔径の大きさを設定したものではない。

そうすると、引用発明1には、多孔性パッドの外側表面部の孔群について、同発明とは目的及び機序が異なる引用発明2の孔径を適用することに関し、そもそも動機付けが存在

しないものというほかない。

さらに,引用例2の各記載(【0003】【0017】【0019】【0022】【0038】【0041】【0047】)によると,引用発明2の分子濾過膜の内側は中間吸収層とされており,分子濾過膜を通過した創傷滲出物は漏洩することなく中間吸収層で保持されるから,本件補正発明と引用発明2の孔径の範囲とが近接しているとしても,このような中間吸収層の配置を前提とした分子濾過膜の構成のみを取り出して,これを,機序の異なる引用発明1における,負圧により創傷部から吸引された液体を収容するキャニスターが排液チューブを介して接続された液透過性の多孔性パッドの外側表面部に配置する必然性を認めることはできない。」